

鹿沼市犯罪被害者等支援条例の制定について

次のように定める。

令和4年2月22日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、本市における犯罪被害者等への支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等への支援の基本となる事項を定め、必要な支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族(犯罪等により被害を受けた者の配偶者にあつては、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他規則で定める者を含む。)をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (6) 関係機関等 国、栃木県、警察その他の関係機関をいう。
- (7) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、風評、ひぼう中傷、インターネットでの拡散、報道機関による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、

名誉の毀損、プライバシーの侵害その他の被害をいう。

- (8) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行うものとする。

2 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行うものとする。

3 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう、その個人情報の取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援に関する各種支援を実施するものとする。

2 市は、関係機関等が行う犯罪被害者等への支援が、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等への支援の重要性及び必要性について理解を深め、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題に係る相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等への支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪行為による被害を受けた犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(安全の確保)

第8条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等の必要な支援を行うものとする。

(民間団体の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等の理解の増進)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等への支援の重要性及び必要性について市民等の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動等の必要な支援を行うものとする。

(支援の制限)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等への支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定は、この条例の施行の日以後に発生する犯罪行為に係る犯罪被害者等への見舞金の支給について適用する。